

### 自動車製造事業法案ニ関スル質問予想事項

UDAGAWA, Masaru / 宇田川, 勝

---

(出版者 / Publisher)

法政大学産業情報センター

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

グノーシス : 法政大学産業情報センター紀要 = Γ ν ω σ ι ς

(巻 / Volume)

12

(開始ページ / Start Page)

77

(終了ページ / End Page)

97

(発行年 / Year)

2003-03-31

# 「自動車製造事業法案ニ関スル質問予想事項」

宇田川勝

## はじめに

わが国の「大衆車」工業の形成・展開の政策的起点は、1936年5月に公布された自動車製造事業法にある。同法は「大衆車」工業の確立を図るため、同工業の許可制と日本に進出していた外国車組立会社の経営活動抑制の2点を目的として制定された。

自動車製造事業法は陸軍省要求の「国産自動車工業確立工作」を1935年4月に商工省が受け入れ、同年8月9日、閣議決定された「自動車工業法要綱」に基づいて制定された<sup>(1)</sup>。

本稿の目的は自動車製造事業法案の第68回帝国議会上程に際して、商工省工務局で作成された「自動車製造事業法案ニ関スル質問予想事項」と陸軍省整備局動員課で作られた「自動車ニ関スル議会説明資料」の全文を紹介することにある<sup>(2)</sup>。今後、研究の進展が期待される「大衆車」工業史、特にその政策史的考察に資すると思われるからである。

なお、本稿では上の2つの史料の理解を容易にするため、すでに多くの文献で掲載されているが、「自動車工業法要綱」と「自動車製造事業法案」も再録している。

## 史料紹介

### 〈史料－1〉

#### 自動車工業法要綱<sup>(3)</sup>

1. 普通自動車の組立又は主要部分品の製造事業は、これを許可事業とすること。但し、その数量が一定数量に達せざる事業については、許可を要せざるものとする。許可の方針は、自動車の需要数量を考慮して1社又は数社のみ事業の許可を成し、その他のものにはこれを許可せざること。
2. 前項の許可を受け得る者は、株数の過半数が日本臣民又は帝国法令により設立したる法人にして、議決権の過半数が日本臣民に属するものに属する株式会社に限ること。
3. 第1項の許可を受けたる事業に関しては、産業上、国防上必要なる監督規定を設けること。

4. 現に存する自動車工業にして第1項に該当するものについては、本方針決定当時における現存範囲内に於てのみ既得の権益を認めてその事業の遂行を許容し、その後における新設又は拡張については法律施行の際遡りてその権益を容認せざること。

5. 本工業の確立を期するためには、以上要綱に掲げたる以外に、原料材料より部品組立に至るまでことごとく国産によることを貫徹するを国防上の絶対要件とす。なお、外国自動車との競争を国産側に有利ならしむるため、各種の助成手段を講ぜざるべからず。これ等の細部に関しては、商工省と密接なる連絡を保持し、もつて来議会提出に遺憾なからしむるを要す<sup>(4)</sup>。

## 〈史料-2〉

### 自動車製造事業法案

第1条 本法ハ国防ノ整備及産業ノ発達ヲ期ス為帝国ニ於ケル自動車製造事業ノ確立ヲ図ルコトヲ目的トス

第2条 本法ニ於テ自動車事業ト称スルハ命令ヲ以テ定ムル自動車又ハ自動車部分品ノ組立又ハ製造ヲ為ス事業ヲ言フ

第3条 自動車製造事業ヲ営マントスル者ハ政府ノ許可ヲ受クヘシ但シ其ノ組立又ハ製造ヲ為ス自動車又ハ自動車部分品ノ数量カ命令ヲ以テ定ムル数量ニ達セサルモノニ付テハ此ノ限りニ在ラズ

政府ハ自動車又ハ自動車部分品ノ需要供給ヲ参酌シ自動車製造事業確立上支障ナシト認メタル場合ニ非サレバ前項ノ許可ヲ為スコトヲ得ス

第4条 前条ノ許可ヲ受ケルコトヲ得ベキ者ハ帝国法令ニ依リ設立シタル株式会社ニシテ株主ノ半数以上、取締役ノ半数以上、資本ノ半額以上及議決権ノ過半数ガ帝国臣民又ハ帝国法令ニ依リ設立シタル法人ニ属スルモノニ限ル

前条ノ許可ヲ受ケタル者前2項ノ規定ニ該当セザルニ至リタルトキハ許可ハ其ノ効力ヲ失フ

第5条 第3条ノ許可ヲ受ケタル会社（自動車製造会社）ハ政府ノ指定スル期間内ニ其ノ事業ヲ開始スベシ

政府ハ正当ノ事由アリト認ムル場合ニ限り前項ノ期間ノ延長ヲ許可スルコトヲ得

自動車製造会社前2項ノ期間内ニ其ノ事業ヲ開始セザルトキハ第3条ノ許可ハ其ノ効力ヲ失フ

第6条 自動車製造会社ニハ命令ノ定ムル所ニヨリ第3条ノ許可ヲ受ケタル年及其ノ翌年ヨリ5年間其ノ事業ニ付所得税及營業収益税ヲ免除ス

第7条 北海道、府県及市町村其ノ他之ニ準ズベキモノハ前条ノ規定ニ依リ所得税及營業収益税ヲ免除セラレタル自動車製造会社ニハ其ノ免除セラレタル事業ニ対シ又ハ其ノ免除セラレタル事業ニ属スル資本金、従業者、營業用ノ工作物若ハ物件、使用動力又ハ収入ヲ標準トシテ課税スルコトヲ得ズ

第8条 自動車製造会社其ノ事業ノ為必要ナル器具、機械又ハ材料ヲ政府ノ認可ヲ受ケ輸入スルトキハ本法施行ノ日ヨリ5年間命令ノ定ムル所ニ依リ輸入税ヲ免除ス

第9条 自動車製造会社ハ事業拡張ノ場合ニ於テ政府ノ認可ヲ受ケ其ノ事業ニ属スル設備ノ費用ニ充ツル為メ株金全額払込前ト雖モ其ノ資本ヲ増加スルコトヲ得

第10条 自動車製造会社ハ政府ノ認可ヲ受ケ其ノ事業ニ属スル設備ノ費用ニ充ツル為商法第200条ノ規定ニ依リ制限ヲ超エテ社債ヲ募集スルコトヲ得但シ社債ノ総額ハ払込ミタル株金額ノ2倍ヲ超ユルコトヲ得ス

最終ノ貸借対照表ニ依リ会社ニ現存スル財産カ払込ミタル株金額ニ満たサルトキハ前項ノ規定ヲ適用セズ

第1項ノ規定ニ依リ募集スル社債ニ付テハ工場抵当法ニ依リ会社ノ事業ニ属スルモノヲ抵当ト為スコトヲ要ス但シ特別ノ事情アル場合ニ於テ政府其ノ必要ナシト認メタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第11条 自動車又ハ自動車部分品ノ輸入カ自動車製造事業ノ確立ヲ妨クルノ虞アルトキハ政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ期間ヲ定メ自動車又ハ自動車部分品ノ輸入ヲ制限スルコトヲ得

第12条 自動車又ハ自動車部分品ノ輸入ニ因リ其ノ市価ノ低落ヲ来シ自動車製造事業ノ確立ヲ妨グルノ虞アルトキハ政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ関税調査委員会ノ議ヲ經テ期間ヲ定メ自動車又ハ自動車部分品ニ対シ関税定率法別表輸入税表ニ定ムル輸入税ノ外其ノ物品ノ価格ノ5割ニ相当スル金額以下ノ輸入税ヲ課スルコトヲ得

第13条 自動車製造会社ハ命令ノ定ムル所ニヨリ事業計画ヲ定メ政府ノ許可ヲ受クベシ之ヲ変更セントスルトキ亦同ジ

政府必要アリト認ムルトキハ事業計画ノ変更ヲ命ズルコトヲ得

第14条 自動車製造会社其ノ事業ノ全部又ハ一部ヲ譲渡シ、廃止シ又ハ停止セントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ許可ヲ受クベシ

自動車製造会社ノ合併又ハ解散ノ決議ハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ認可ヲ受クルニ非ザレハ其ノ効力ヲ生セス

第15条 政府ハ自動車製造会社ニ対シ業務及財産ノ状況ニ関シ報告ヲ為サシムルコトヲ得政府ハ自動車製造会社ニ対シ業務及会計ニ関シ監督上必要ナル命令ヲ発シ又ハ処分ヲ為スコトヲ得

政府監督上必要アリト認ムルトキハ当該官吏ヲシテ自動車製造会社ノ事務所，營業所，工場，倉庫其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務若ハ財産ノ狀況又ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス証票ヲ携帯セシムヘシ

第16条 政府公益ニ必要アリト認ムルトキハ自動車製造会社ニ対シ自動車若ハ自動車部分品ノ販売価格若ハ販売条件ノ変更ヲ命令シ又ハ自動車若ハ自動車部分品ノ需要供給ヲ調節スル為必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

政府公益上必要アリト認ムルトキハ自動車製造会社ニ対シ其ノ設備ノ拡張又ハ改良ヲ命ズルコトヲ得

第17条 政府軍事上必要アリト認ムルトキハ自動車製造会社ニ対シ軍用自動車又ハ其ノ部分品ノ製造，自動車ニ関スル特殊事項ノ研究又ハ特殊設備ノ施設其ノ他軍事上必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

第18条 政府第3条ノ許可，第11ノ制限又ハ第16条ノ命令ヲ為サントスルトキハ自動車製造事業委員会ノ議ヲ經ヘシ自動車製造事業委員会ニ関スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第19条 自動車製造会社本法若ハ本法ニ基キテ発スル命令又ハ之ニ基キテ為ス処分ニ違反シ又ハ公益ヲ害スル行為ヲ為シタルトキハ政府ハ其ノ業務ヲ停止シ若ハ制限シ，第3条ノ許可ヲ取消シ又ハ取締役若ハ其ノ職務ヲ行フ監査役ノ解任ヲ為スコトヲ得

第20条 左ノ各号ノ1ニ該当スル者ハ5,000円以下ノ罰金ニ処ス

- 1 第3条ノ規定ニ違反シ許可ヲ受ケシテ自動車製造事業ヲ営ミタル者
- 2 第11条ノ規定ニ依ル制限ニ違反シ自動車又ハ自動車部分品ノ輸入ヲ為シタル者
- 3 附則第4項ニ掲クル者ニシテ同項ノ規定ニ依ル範圍ヲ超エテ自動車製造事業ヲ営ミタルモノ

第21条 自動車製造会社第16条又ハ第17条ノ命令ニ違反シタルトキハ其ノ取締役又ハ其ノ職務ヲ行フ監査役ヲ3,000円以下ノ罰金ニ処ス

第22条 自動車製造会社左ノ各号ノ1ニ該当スルトキハ其ノ取締役又ハ其ノ職務ヲ行フ監査役ヲ1,000円以下ノ罰金ニ処ス

- 1 第13条第1項ノ規定ニ違反シ認可ヲ受ケザル事業計画ヲ変更セスシテ之ヲ実施シタルトキ
- 2 第13条第2項ノ命令ニ違反シ事業計画ヲ変更セズシテ之ヲ実施シタルトキ
- 3 第14条第1項ノ規定ニ依リ許可ヲ受クベキ事項ヲ許可ヲ受ケズシテ為シタルトキ
- 4 第15条第2項ノ命令又ハ処分ニ違反シタルトキ

第23条 左ノ各号ノ1ニ該当スル者ハ500円以下ノ罰金ニ処ス

- 1 第15条第1項ノ規定ニ依ル報告ヲ為サス又ハ虚偽ノ報告ヲ為シタル者
- 2 第15条第3項ノ規定ニ依ル当該官吏ノ臨檢検査ヲ拒ミ，妨ゲ若ハ忌避シ又ハ其ノ質問ニ対シ答弁ヲ為サズ若ハ虚偽ノ陳述ヲ為シタル者

第24条 自動車製造会社其ノ他ノ自動車ニ関スル営業者ハ其ノ代理人、戸主、家族、雇人其ノ他ノ従業者ガ其ノ業務ニ関シ本法若ハ本法ニ基キテ発スル命令又ハ之ニ基キテ為ス処分ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ処罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第25条 本法若ハ本法ニ基キテ発スル命令ニ依リ適用スベキ罰則ハ其ノ者カ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他法人ノ義務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ関シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ対シテハ此ノ限りニ在ラズ

#### 附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行ノ際現ニ自動車製造事業ヲ営ム者又ハ其ノ事業ヲ承継シタル者ハ本法施行ノ日ヨリ3月ヲ限り第3条ノ規定ニ拘ラズ其ノ事業ヲ営ムコトヲ得

前項ニ掲クル者前項ノ期間内ニ第3条ノ許可ヲ申請シタル場合ニ於テ其ノ申請ニ対スル許可又ハ不許可ノ処分ノ日迄亦前項ニ同ジ

昭和10年8月9日以前ニ於テ自動車製造事業ヲ開始シタル者又ハ其ノ事業ヲ承継シタル者ニシテ本法施行ノ際現ニ其ノ事業ヲ営ム者ハ前2項ノ期間経過後ト雖モ第3条ノ規定ニ拘ラズ命令ノ定ムル所ニ依リ昭和10年8月9日以前ニ於テ営メル事業ノ範囲内ニ於テ其ノ事業ヲ営ムコトヲ得

第15条第1項、第3項及第23条乃至第25条ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ自動車製造事業ヲ営ム者ニ之ヲ準用ス

本法施行ノ日ヨリ1月以内ニ第3条ノ許可ヲ申請シタル者自動車製造事業ノ為必要ナル器具、機械又ハ材料ヲ政府ノ認可ヲ受ケ輸入スルトキハ本法施行ノ日ヨリ3月間命令ノ定ムル所ニ依リ輸入税ヲ免除ス

前項ノ規定ニ依リ輸入税ノ免除ヲ受ケタル者第3条ノ許可ヲ受クルニ至ラサルトキハ其ノ輸入税ヲ追徴ス

第6項ノ規定ニ依リ輸入税ノ免除ヲナス場合ニ於テハ輸入ノ際税金ニ相当スル担保ヲ提供セシムルコトヲ得

#### 〈史料－3〉

##### 自動車製造事業法案ニ関スル質問予想事項

#### 目 次

#### 第1. 本法制定ノ根本趣旨ニ関スル事項

##### 1. 国防上本法制定ヲ必要トスル理由如何

2. 産業上本法定制ヲ必要トスル理由如何
3. 自動車工業確立ニ関スル政府ノ方策ノ全貌如何
  - (イ) 政府ハ本法ノミヲ以テ斯業確立ノ成算アリヤ
  - (ロ) 助成金交付ノ必要ナキヤ
  - (ハ) 関税引上ノ必要ナキヤ
- (ニ) 金融上ノ援助ヲ為ス必要ナキヤ
- (ホ) 国産車使用奨励ノ方策如何

#### 第2. 従来ノ自動車工業政策トノ関係ニ関スル事項

1. 陸軍省ノ保護自動車ト本法トノ関係如何
2. 商工省ノ標準型式自動車ト本法トノ関係如何
3. 鉄道省ノ国産車使用ト本法トノ関係如何
4. 小型自動車ト本法トノ関係如何
5. ディーゼル機関自動車ト本法トノ関係如何

#### 第3. 外国関係ニ関スル事項

##### 1. 本法ト通商条約トノ関係ニ関スル問題

- (イ) 本法第4条ニ於テ許可ヲ受ケ得ル者ノ資格ヲ制限セルハ条約違反ニ非ズヤ
- (ロ) 本法第11条ニ於テ自動車ノ輸入ニ関シ制限ヲ為シ得ルコトト為シタルハ条約違反ニ非ズヤ
- (ハ) 第12条ニ於テ輸入自動車等ニ関シ関税ノ増課ヲ為シ得ルコトト為シタルハ条約違反ニ非ズヤ
- (ニ) 附則第4項ノ規定アルガ為ニ外国系会社ノミガ同項規定ノ範囲ヲ超エテ其ノ事業ヲ営ミ得ザルコトトナルト外国側ニ於テ主張スル虞ナキヤ

##### 2. 外国系会社ノ態度ニ関スル問題

- (イ) フォード会社ノ態度如何
- (ロ) ゼネラルモーターズ会社ノ態度如何

##### 3. 外国車又ハ其ノ部分品ノ安売ニ対スル対策如何

##### 4. 外国ヨリノ自動車ノ供給ヲ拒否セラレタル場合ノ対策如何

#### 第4. 本法ノ運用ニ関スル事項

##### 1. 許可事業ノ範囲ニ関スル問題

- (イ) 台数ノ問題
  - (a) 一定数量以上ノ事業ノミヲ許可事業ト為シタル理由如何
  - (b) 許可ノ対象タルベキ一定数量トハ如何ナルモノヲ謂フヤ
- (ロ) 規格ノ問題(種類、大サ)
  - (a) 本法ノ適用ヲ受クル自動車ノ規格(種類、大サ)ヲ如何ニ定ムルヤ
  - (b) 右規格中ニハ所謂標準車ヲ含マシムルヤ
  - (c) 右規格中ニハ小型車ヲ含マシムルヤ
- (ハ) 部分品ノ範囲如何

##### 2. 許可ヲ与フベキモノトシテ予定シ居ル会社如何

##### 3. 許可ヲ受ケタル会社ニ対スル監督方法如何

##### 4. 本法ノ実施ニ依リ自動車ノ価格ノ騰貴ヲ来ス虞ナキヤ

5. 本法ノ実施ニ依リ自動車ノ供給ニ支障ヲ来ス虞ナキヤ
6. 国産大衆車ノ性能ハ外国車ニ比シ著シク劣ルコトナキヤ
7. 本邦ニ於ケル自動車ノ需要増加ノ状況並ニ第3条トノ関係如何
8. 免税期間ヲ5年ト為シタル理由如何
9. 大量生産ニ依ル本工業ハ何年位ニシテ収支相償フモノト認ムルヤ

#### 第5. 対外地及満州国関係

1. 本法ハ之ヲ外地ニモ施行スルヤ
2. 満州国（同和自動車会社）トノ関係如何

#### 第6. 昭和10年8月9日ノ現状ニ関スル事項

1. 附則第4項ノ規定ハ法律不遡及ノ原則ニ反スルモノニ非ズヤ
2. 昭和10年8月9日ヲ基準トセル理由如何
3. 8月9日ノ現状如何
4. 昭和10年8月9日以前ニ於テ営メル事業ノ範囲ノ査定標準如何
5. 附則第4項ニ該当スル者ノ工場移転ハ同項ノ運用上如何ニ解スベキカ
6. 附則第4項ト第11条トノ関係如何

#### 第1. 本法制定ノ根本趣旨ニ関スル事項

1. 国防上本法制定ヲ必要トスル理由如何  
(陸軍当局之ニ答フ)

2. 産業上本法制定ヲ必要トスル理由如何  
(答弁)

##### 1) 綜合工業ニシテ又基礎工業ナルコト

自動車ハ2000余ノ部分品ヲ綜合組立テテ製造スル所謂綜合工業ノ1ニシテ其ノ部分品ハ工業ノ殆ト総テノ部門ニ関連スルコトハ勿論ノコト其ノ部分品ノ中ニハ極メテ精巧ニシテ基礎的ノモノモ相当多ク、自動車製造事業ノ確立乃至発達ノ如何ハ一國工業ノ全般ニ重大ナル影響ヲ有ス。又部分品中ニハ中小工業ノ所産ニ係ルモノ頗ル多ク所謂下請工業ノ発達ヲ促スコト多大ナルモノアルベク、本工業ノ確立ハ現下中小工業対策ノ最有効ナル具体的施設ノ1タルモノナリ。而シテ下請其ノ他外注ヲ為シ得ル部分ハ自動車1台ノ工場原価中約50%ヲ占ムルモノト推定スルコトヲ得ベシ。

自動車製造事業ト最密接ナル関係ヲ有スル主ナル工業部門ハ即チ次ノ如シ。

精密機械工業、鑄物工業、ガラス工業、電気機具工業、ゴム工業、織物工業、塗料工業、金属工業、度量衡器具工業、

(備考) 軍事上ニ於テモ重要ナル意義ヲ有ス。

##### 2) 機械工業ノ大量生産ナルコト

機械類ノテイピカルナル大量生産ナルヲ以テ我国ニ欠缺シ居レル此ノ種工業ノ発達ヲ促シ工作機械（マシントール）ノ製造事業ニ重大ナル影響ヲ有ス。(軍事上ニ於テモ極メテ重要ナル事項ナリ)



### 3) 鑄物工業ノ大宗ナルコト

自動車ノ心臓トモ言フベキエンジン其ノ他ノ鑄物又ハ鑄造品ノ大量生産ナルヲ以テ航空機製造業其ノ他ニモ重大ナル関係ヲ有シ本工業発達ノ如何ハ鑄物工業等ノ進歩発達ニ至大ノ関係ヲ有ス。(軍事上ニ於テモ極メテ重要ナリ)

### 4) 国際貸借ノ関係上重大ナル意義ヲ有スルコト

自動車及其ノ部分品ノ輸入額ハ年々相当多額ニ上リ最近兩3年ハ年額約4千4、5百万円ニ達シ居レル状態ナルガ(昭和7、8兩年ハ何レモ約2千万円程度)其ノ大部分ハ大衆車ノ部分品ナルヲ以テ大衆車ノ大量生産事業ガ本邦ニ確立スルニ於テハ国際貸借ノ上ニモ大ナル貢献ヲ為スコトナルベシ。

## 3. 自動車工業確立ニ関スル政府ノ方策ノ全貌如何

(イ) 政府ハ本法ノミヲ以テ斯業確立ノ成算アリヤ

(答弁)

自動車製造事業法ノ目的ハ所謂大衆向自動車ノ大量生産事業ヲ本格的ニ確立セントスルニ在リ。而シテ所期ノ目的ヲ達成スル為ニ必要ナル助成ノ方法トシテ

- 1) 事業ノ許可制度
- 2) 許可会社ニ対スル所得税、営業収益税等ノ免除
- 3) 必要ナル機械、器具並ニ材料ノ輸入税免除
- 4) 資金調達上ノ便益
- 5) 輸入ノ制限乃至関税ノ増課ニ依ル海外ヨリノ競争ニ対スル防衛等ヲ規定シタリ。

翻テ現下諸般ノ情勢ヲ見ルニ低為替、産業界ノ好転等ヲ背景トスル本邦重工業ノ躍進、機械技術ノ進歩等相当著シキモノアリ、又自動車ノ使用台数モ相当数量ニ達シ大衆向自動車ノ大量生産企業モ亦民間ニ於テ醸成セラレ本邦自動車製造事業ノ本格的確立ノ期熟シタルモノト謂フベシ。加フルニ軍事上ノ絶対的要求モアリ旁々前述ノ助成方法ヲ講ズルニ於テハ政府ノ指導ト企業者ノ努力ト相俟テ目的ヲ達成シ得ルモノト思料ス。

(ロ) 助成金交付ノ必要ナキヤ

(答弁)

前項(イ)ニ於テ説明セル如ク本邦ニ於ケル自動車製造事業ノ実情並ニ本法ノ規定スル政府ノ諸施設ノ運用等ニ依リ特ニ助成金ノ交付ヲ為サザルモ大体斯業確立ノ目的ヲ達シ得ベキモノト思料セラル。

(ハ) 関税引上ノ必要ナキヤ

(答弁)

前述ノ如ク((イ)項参照)本邦ニ於ケル自動車製造事業ノ実情並ニ本法ノ規定スル政府ノ諸施設ノ運用等ニ鑑ミ差当リ関税引上ニ依リ斯業ノ確立ヲ助成スルノ必要ナキモノト思料セラルルモ、若シ外国車等ノ輸入ニ因リ市価ノ低落ヲ来シ斯業ノ確立ガ妨ゲラルルノ虞アルトキハ本法第12条ノ規定ニ依リ関税ノ増課ヲ為シ以テ目的ヲ達スルコトヲ得ベシ。

(ニ) 金融上ノ援助ヲ為ス必要ナキヤ

(答弁)

本法第9条及第10条ニ於テ資本ノ増加及社債ノ募集ニ付商法ノ特例ヲ設ケテ資金調達上ノ便益ヲ与ヘタルヲ以テ適當ニ之ヲ利用スルコトヲ得ベシ。若シ右制度ノ適用ノミニ依ツテハ資金調達ノ必要ヲ充タシ得ザル場合ニ於テ政府必要ト認ムルトキハ實際問題トシテ資金調達ニ関シ金融機関ニ斡旋ヲ為ス等適當ナル考慮ヲ払ハントス。

(ホ)国産車使用奨励ノ方策如何

(答弁)

国産車ノ使用奨励ニ関シテハ政府ニ於テ目下各方面ト連絡ヲ採リツツ其ノ方策ヲ考究中ナルモ、要ハ安価良質ノ国産自動車ヲ如何ニ豊富ニ供給シ得ルヤノ問題トナルベキヲ以テ斯ル観点ヲモ充分考慮ニ容ルル筈ナリ。

## 第2. 従来ノ自動車工業政策トノ関係ニ関スル事項

### 1. 陸軍省ノ保護自動車ト本法トノ関係如何

(答弁)

現行軍用自動車補助法ニ依リ助成シツツアル自動車即チ所謂保護自動車ハ一般自動車ニ比シ特殊ノ機構ト堅牢度トヲ有シ特殊ノ用途ニ供セラルベキモノナルガ、今回提案ノ法律ハ専ラ一般大衆向ノ自動車ヲ大量生産組織ニ依リ経済的ニ製造スル事業ノ確立ヲ図ラントスルモノナルガ故ニ之ガ対象ト為ルベキ自動車ハ前者トハ自ラ其ノ目的ヲ異ニス。即チ本法ニ依リ戦時軍用自動車ノ大部分ヲ占ムル大衆向自動車ノ整備補給ヲ確保シ少数特殊ノ自動車ハ別ニ既存ノ補助法ニ依リ整備シ両々相俟テ国防整備ノ目的ヲ達セントスルモノナリ。

### 2. 商工省ノ標準型式自動車ト本法トノ関係如何

(答弁)

商工省ハ先ニ自動車工業確立調査委員会ノ答申ニ基キ先ツ1トン半乃至2トン積ノ中級車所謂標準型式自動車ノ製造ヲ補助シ(昭和7、8両年ニ亘リ予算額合計26万円)来リタルガ、最近ニ於ケル国内事情及国際情勢ハ国防上、産業上本邦ニ於ケル大衆向自動車製造事業ノ本格的確立ヲ要求スルニ至リタルヲ以テ、本法ハ右ノ趣旨ニ依リ我国ニ最需要多キ大衆向自動車ノ大量生産ヲ助成セントスルモノニシテ之ヲ以テ従来政府ノ助成シ来レルガ如キ所謂標準型式自動車ノ製造事業ニ代替セントスルノ趣旨ハ毫モナシ。

### 3. 鉄道省ノ国産車使用ト本法トノ関係如何

(答弁)

鉄道省ニ於テハ従来国産奨励ノ趣旨ヲ以テ出来得ル限り国産車ヲ使用シ来リ常ニ需要家トシテノ立場ヨリ国産自動車製造業者ヲ指導シ我国自動車製造事業ノ進歩ヲ促進スルニ貢献スル所大ナルモノアリタルガ、右ノ方針ハ今後モ引続キ行ハレ大衆向自動車ノ使用普及並ニ同製造事業ノ発展ニ資スル所甚大ナルベシ。

### 4. 小型自動車ト本法トノ関係如何

(答弁)

小型自動車ハ現在其ノ簡便ナルト運転免許ニ付試験ヲ要セザル(自動車取締令第41条)等ノ利便ヨリシテ或ル程度ノ普及発展ヲ見居ルト雖モ、本法立法ノ趣旨ハ所謂大衆車ノ本格的確立ヲ図ルニ在ルモノナルヲ以テ小型車ハ本法ノ適用外ニ置カルベキモノト思料ス。但シ小型車ハ使用ノ簡便ト海外輸出等トノ關係ニ鑑ミ實際問題トシテハ適當ノ考慮ヲ払フノ要アルベシ。

5. ディーゼル機関自動車ト本法トノ關係如何

(答弁)

ディーゼル機関自動車ニ付テハ商工省ニ於テ昭和9年度ニ於テ民間ニ工業研究奨励金ヲ交付シ其ノ研究ヲ為サシメタルガ、其ノ結果ハ相当見ルベキモノアルモディーゼル機関ヲ所謂大衆車ニ使用シ得ルヤニ関シテハ尚相当ノ研究ヲ要スベシ。

### 第3. 外国關係ニ関スル事項

1. 本法ト通商條約トノ關係ニ関スル問題

(イ) 本法第4条ニ於テ許可ヲ受ケ得ル者ノ資格ヲ制限セルハ條約違反ニ非ズヤ

(答弁)(外務当局答弁ニ当ル答)

本条ハ単ニ自動車製造事業ノ許可ヲ受ケ得ル者ノ資格ヲ制限シ企業ノ支配權ガ日本人ノ手ニ在リト認メラルル会社ニ對シテノミ許可ヲ与フルコトト為シタルモノニシテ、何等内外人ヲ區別セントスルノ趣旨ニ非ズ。而シテ本条ノ規定ノ如キモノハ国防上又ハ國民經濟上絶対必要ナル重要事業ニ付テハ幾多ノ立法例(日本製鉄株式会社法、日本無線電信株式会社法、鋳業法、取引所法等)ノ存スルモノアリ。

(ロ) 本法第11条ニ於テ自動車ノ輸入ニ関シ制限ヲ為シ得ルコトト為シタルハ條約違反ニ非ズヤ

(答弁)(外務当局答弁ニ当ル答)

日仏、日伊其ノ他ノ通商航海條約ニ於テハ特別ノ場合ヲ除クノ外輸出入ノ禁止又ハ制限ヲ為サザル旨ヲ約シ居レルモ、現ニ日伊等ニ於テハ重大ナル利益(Vital interest)ヲ理由トシテ或種ノ商品(絹織物、陶磁器、銚缶詰等)ニ付輸入ノ制限ヲ為シ居レルヲ以テ、本法ニ於テ輸入制限ノ途ヲ拓キタルハ自動車製造事業ノ国防上ノ重要性ヨリ見テ寧ロ当然ノコトト謂フベシ。尚日米通商航海條約ニ於テハ直接輸入ノ禁止又ハ制限ヲ為スコトヲ得ザル旨ノ規定ナク単ニ最惠國約款アルニ止ルヲ以テ、米國ニ於テ右約款ヲ根拠トシテ輸入ノ制限ヲ條約違反ナリト主張スルコトアリトスルモ、前記ノ如ク日、伊ガ輸入ノ制限ニ付抗弁シ得ザル以上米國モ亦同様ノ立場ニ在ルモノナリ。

(ハ) 第12条ニ於テ輸入自動車等ニ関シ関稅ノ増課ヲ為シ得ルコトト為シタルハ條約違反ニ非ズヤ

(答弁)

本条ハ輸入外國車ノ不当ナル安値ガ國產自動車ノ市價ヲ不当ニ低落セシメ本邦斯業ノ確立ヲ妨グル虞アル場合ニ於テ輸入稅ノ増課ヲ為サントスルモノニシテ、行政上ノ手段ニ依リ輸入稅ヲ

増減シ得ルコトハ諸外国ニ於テモ屢々行ハレ居ル所ニシテ条約上別段支障ナキモノナリ。而シテ斯ノ如キ外国会社ノ暴挙ニ対シテハ其ノ防衛ノ必要ニ応ジテ即刻対処シ得ル制度ヲ設ケ置クコトハ斯業確立ノ上ニ於テ絶対必要ナル事項ナリト思料ス。

(二) 附則第4項ノ規定アルガ為ニ外国系会社ノミガ同項規定ノ範囲ヲ超エテ其ノ事業ヲ営ミ得ザルコトトナルト外国側ニ於テ主張スル虞ナキヤ

(答弁)

本項ノ規定ハ何等内外人間ニ差別的待遇ヲ為スモノニ非ズ、寧ロ既存ノ自動車製造会社ニ対シ一定ノ範囲内ニ於テ許可ナクシテ引続キ其ノ事業ヲ営ムコトヲ認容シタルモノナリ。

而シテ若シ右一定範囲ヲ超エテ其ノ事業ヲ営ムコトヲ欲スルトキハ第3条ノ規定ニ依リ許可ヲ受クレバ可ナル訳合ナリ。

## 2. 外国系会社ノ態度ニ関スル問題

(イ) フォード会社ノ態度如何

(答弁)

フォード会社ノ態度ニ付テハ詳細不明ナルモ、本法ガ施行セラルルニ於テハ本法ノ規定ニ依リ法ノ認メタル範囲内ニ於テノミ其ノ営業ヲ継続スルコトトナルベシ。

(ロ) ゼネラルモータース会社ノ態度如何

(答弁)

ゼネラルモータース会社ニ関シテハ昨夏自動車工業確立ニ関スル政府ノ方策ガ決定公表セラレタル前後ヨリ日産自動車会社トノ間ニ両者ノ提携問題ガ進メラレツツアルヤニ伝ヘラレタルモ、最近ニ於テハ日産自動車会社ハ独自ノ立場ニ於テ大衆車ノ大量生産ヲ企画シ居ルモノノ如シ。従テゼネラルモータース会社ノ営業ニ付テハフォード会社ト同様ニ見テ差支ナカルベシ。

## 3. 外国車又ハ其ノ部分品ノ安売ニ対スル対策如何

(答弁)

外国自動車等ガ本邦市場ヘ不当ニ廉売セラルルトキハ其ノ輸入自動車等ノ不当ナル安値ガ国産自動車等ノ市価ヲ不当ニ低落セシメ本邦斯業ノ確立ヲ妨グル虞アルヲ以テ、斯ル場合ニ於テハ本法第12条ノ規定ニ依リ輸入自動車等ニ対シ関税ノ増課ヲ為スノ途アルト共ニ、又第11条ノ規定ニ依リ外国自動車等ニ対シ輸入ノ制限ヲ行ヒ得ベシ。

## 4. 外国ヨリノ自動車ノ供給ヲ拒否セラレタル場合ノ対策如何

(答弁)

本法制定後自動車製造事業ノ確立スルニ至ル迄ノ一定期間内ニ於テ、或ハ本法ノ制定ニ依リ其ノ営業ノ拡張ヲ阻止セラルルコトアルベキ外国会社ガ報復的ニ自動車ノ供給拒絶ノ拳ニ出ヅルコト無キヲ保シ難シト雖モ、我国ノ技術、資源等ノ現状ヨリ見テ本法施行後ニ於テハ其ノ蒙ルベキ供給不足ノ程度ハ差シタル苦痛ニハ非ザルベク却テ斯業進捗ノ機縁トモナルベク、又仮令現在ノ供給者ガ供給ノ拒否ヲ為スコトアリトスルモ欧州諸国トノ間ノ通商関係等ヨリ見テ憂慮スルニ足ラザルモノト思料ス。

#### 第4. 本法ノ運用ニ関スル事項

##### 1. 許可事業ノ範囲ニ関スル問題

###### (イ) 台数ノ問題

(a)一定数量以上ノ事業ノミヲ許可事業ト為シタル理由如何

(答弁)

本法ニ於テハ一定数量以上ノ自動車等ノ製造又ハ組立事業ノミヲ許可ヲ受クベキ事業ト為シタルガ、右ハ本法ノ目的ガ所謂大衆向自動車ノ「大量生産事業」ヲ本格的ニ確立スルニ在ルニ依ルモノナリ。即チ我国ニ於テハ現在既ニ自動車ノ製造ニ関スル技術モアリ又現ニ製造モ行ハレ居ル処ナルガ、所謂大量生産ヲ〔以下28文字判読困難一引用者〕即チ産業上到底列国ト競争ヲ為シ得ザルノミナラズ国防上ノ要求ニ副ヒ得ザル重大ナル欠陥ヲ藏スル次第ナルヲ以テ従来我国ニ存立セザリシ大量生産事業ヲ此ノ際急速ニ確立スルノ要アリ。而シテ大量生産ニ依ラザル製造事業ハ寧ロ之ヲ法ノ埒外ニ置キ之ガ発達ヲ図ルヲ適当ナリト認メタルニ依ル。

(b)許可ノ対象タルベキ一定数量トハ如何ナルモノヲ謂フヤ

(答弁)

右ノ数量ハ命令ヲ以テ之ヲ定ムルコトト為シ居レルモ、斯業ノ經濟単位、自動車ノ需要量其ノ他一般經濟上並ニ交通上ノ諸事情ヲ考慮シテ決定セラルベキモノニシテ各国国情ニ依リテ差アリ、我国ニ於テモ前記諸事情ヲ考慮シテ之ヲ決定スルヲ妥当ナリト思料ス。

###### (ロ) 規格ノ問題 (種類、大サ)

(a)本法ノ適用ヲ受クル自動車ノ規格 (種類、大サ) ヲ如何ニ定ムルヤ

(答弁)

本法ノ適用ヲ受クベキ自動車ノ範囲ニ関シテハ命令ヲ以テ之ヲ定ムルコトト為シ居レルガ、右ハ本法定定ノ趣旨ガ所謂大衆向自動車ノ製造事業ヲ確立セントスルニ在ルニ鑑ミ大衆向自動車ノ規格ヲ考慮シ之ニ諸般ノ事情ヲ参酌シテ其ノ範囲ヲ決定セントスルモノナリ。

自動車及其ノ部分品ノ一般規格制定ニ関シテハ工業技術、製造並ニ利用方面ノ能率、其ノ他國民經濟上乃至国防上ノ要求等ヲ充分考慮シテ適切妥当ナル規格ヲ定ムル筈ナリ。

(b)右規格中ニハ所謂標準車ヲ含マシムルヤ

(答弁)

本法ハ国防上特ニ必要ナル所謂大衆車ノ大量生産事業ヲ育成セントスルモノニシテ之ヲ以テ従来政府ノ助成シ来レルガ如キ所謂標準型式自動車 (中級車) ノ製造事業ニ代替セントスルノ趣旨ハ毫モナシ。従テ所謂標準型式自動車ハ本法ノ直接ノ対象トナルモノトハ思料致シ難シ。

(c)右規格中ニハ小型車ヲ含マシムルヤ

(答弁)

小型自動車ハ現在其ノ簡便ナルト運転免許ニ付試験ヲ要セザル等ノ便利ヨリシテ或程度ノ普及発達ヲ見居ルト雖モ、其ノ性能ハ未ダ国防上ノ要求ヲ充シ得ベキモノトモ思料セラレズ、仍テ小型車ハ本法ノ直接ノ対象トナルモノトハ思料致シ難シ。

## (ハ)部分品ノ範圍如何

(答弁)

部分品ノ範圍ニ関シテハ命令ヲ以テ定ムルコトトセルガ、右ハ大衆向自動車ノ用ニ供セラルルモノナルコトハ勿論自動車ト密接不可分ノ關係ニ在ル重要ナル部分品ニ限ラルルモノト解スベク、所謂補給部品ノ如キモノハ包含セザルモノト思料ス。而シテタイヤノ如キモノハ補給部品ナルヲ以テ本法ニ所謂部分品ノ範圍ニ屬セザルモノト解セラル。

## 2. 許可ヲ与フベキモノトシテ予定シ居ル会社如何

(答弁)

本法ノ趣旨ハ大量生産ヲ基調トスル会社ノ育成ヲ企図シ居ルモノナルヲ以テ本法ノ適用ヲ受クベキ会社ハ勢ヒ極メテ少数ナルベキモノ之ヲ1会社ニ限定セントスルノ趣旨ニ非ズ。而シテ目下大衆向自動車ノ大量生産事業ノ具体的計画ヲ為シ其ノ事業ヲ進メツツアル者トシテ当局ノ承知シ居ル所ニテハ1、2アルモ、(備考参照) 其ノ事業計画ノ如キハ今此処ニ発表シ得ル程度ニ達シ居ラズ。

(備考)

株式会社豊田自動織機製作所及日産自動車株式会社ノ大衆車製造計画ノ大要

株式会社豊田自動織機製作所ニテハ我国自動車ノ殆ンド大部分ヲ占ムルフォード、シボレー級ノモノノ大量生産ヲ計画シ鋭意工場ノ整備中ナリシガ、昨年末其ノ製造ニ係ル貨物自動車ヲ発表シ現ニ試験ノニ之ヲ市場ニ供給シ居レリ。尚乗用車モ亦近日中ニ市場ニ供給セラルルモノト予測セラル。

右豊田ノ発表シタル四輪自動車ノシャシーノ価格ハ2,900円ニシテ、フォード、シボレーノ3,200乃至3,300円ヨリ低価ナリ。

日産自動車株式会社ハ小型自動車ナリトハ言ヘ我国ニ於ケル唯一ノ大量生産事業者ニシテ、既ニ小型自動車ダツトサンノ大量生産ヲ行ヒ昭和10年ニハ3,895台ヲ製作シ其ノ一部ヲ海外ニモ輸出セリ。尚昨年来所謂大衆車ノ大量生産ヲ企画シ現ニ之ガ具体化ニ関シ計画ヲ進メ居レリ。日産及日本ゼネラルモーターズ会社トノ提携ハ目下ノ処打切りノ状態ニ在ルモノト思料ス。

## 3. 許可ヲ受ケタル会社ニ対スル監督方法如何

(答弁)

本法ニ依リ許可ヲ受ケタル自動車製造会社ニ対シテハ国家的見地ヨリ適當ナル統制乃至監督ヲ行フノ必要アルヲ以テ大要左記ノ如キ方法ヲ講ジ居レリ。

- 1) 事業計画ノ決定又ハ変更ニ対スル認可並ニ事業計画ノ変更命令 (第13条)
- 2) 事業ノ譲渡、廃止又ハ休止ニ対スル許可並ニ会社ノ合併又ハ解散ノ決議ニ対スル認可 (第14条)
- 3) 会社ノ事務及財産ニ関スル監督上必要ナル命令 (第15条)
- 4) 販売又ハ需給調節ニ関スル公益上ノ命令及設備ノ改良ニ関スル公益上ノ命令 (第16条)
- 5) 軍事上ノ命令 (第17条)

## 4. 本法ノ実施ニ依リ自動車ノ価格ノ騰貴ヲ来ス虞ナキヤ

(答弁)

本法実施後ニ於ケル自動車ノ価格ハ国内ノ自動車生産及需要ノ状況、自動車ノ輸出入状況、原材料ノ状況其ノ他一般經濟上ノ条件等ニ依テ定マルモノトナルベキモ、本法ニ於テハ其ノ販売価格ニ対シ適當ナル監督ヲ行フモノナルヲ以テ故ナク不当ニ価格ノ騰貴ヲ来スガ如キコトハ之ヲ容認セザルモノナリ。

5. 本法ノ実施ニ依リ自動車ノ供給ニ支障ヲ来ス虞ナキヤ

(答弁)

本法ノ実施ニ当リテハ自動車ノ需給關係ニ付常ニ周到ナル注意ヲ払フモノニシテ、自動車製造事業ノ許可並ニ自動車製造会社ノ事業計画ノ認可等ニ際シテモ本邦自動車ノ需給状態ヲ充分ニ考慮スル筈ナルヲ以テ自動車ノ需給上ハ何等支障ナキモノト認メラル。

6. 国産大衆車ノ性能ハ外国車ニ比シ著シク劣ルコトナキヤ

(答弁)

最近ニ於ケル国産自動車ノ性能ハ著シク改善セラレ其ノ使用ノ結果ハ相当ノ成績ヲ挙げ居リ、現ニ陸軍、鉄道等各方面ニ於テ使用セラレツツアリ。

而シテ最近ニ於ケル我国ノ機械技術等ハ驚異的進歩ヲ遂ゲタルヲ以テ政府ノ適切ナル指導ト当業者ノ努力トヲ以テスレバ今後製造セラルベキ大衆車ノ性能ニ付テモ信頼スルニ足ルベキモノアリト信ズ。

7. 本邦ニ於ケル自動車ノ需要増加ノ状況並ニ第3条トノ關係如何

(答弁)

本邦ニ於ケル自動車ノ需要増加ノ趨勢ハ御手許ニ配付シタル自動車製造事業参考資料所掲ノ通ナルガ、文化ノ向上、道路ノ改善、交通運輸ノ発達其ノ他産業進展ノ状況等ヨリ見テ今後猶相当数量ノ増加ヲ見ルモノト思料ス。然レドモ本法ノ目標トスル自動車製造事業ハ所謂大衆向自動車ノ大量生産事業ニシテ斯ノ如キ事業ハ自動車ノ國際商品ナルニモ鑑ミ、其ノ大量生産ノ基礎ヲ確保シ合理的ニコストヲ引下グルニ非ザレバ到底其ノ存続繁栄ヲ所期スルコトヲ得ザルモノト認メラルルヲ以テ、第3条ノ許可ヲ為スニ当リテハ前記ノ事情其ノ他ヲ詳細ニ考慮シ無用ノ国内的競争ハ断乎トシテ之ヲ防止シ斯業ノ合理的發展ヲ図ルベキモノナリト思料ス。

8. 免税期間ヲ5年ト為シタル理由如何

(答弁)

通常ノ主要産業ニ対スル所得税等ノ免税期間ハ3年ナルモ、本工業ノ如キハ事業開始ニ多額ノ投資ヲ必要トシ然モ充分ナル經驗モナク且法律施行後ニ於テ愈具体的ニ大量生産ノ事業ヲ開始スルモノナルノミナラズ、海外ヨリ特ニ強烈ナル競争ヲ強ヒラルル虞モアリ、旁々開業ノ年及其ノ後5年間免除スルヲ適当ト認メタリ。

9. 大量生産ニ依ル本工業ハ何年位ニシテ収支相償フモノト認ムルヤ

(答弁)

現ニ實際問題トシテ大量生産ニ依ル大衆車ノ製造事業ナク唯単ニ試作的ノモノ又ハ計画中ノモノガ存スルニ過ギザルヲ以テ的確ニ何年位ト言明シ得ザルモ、製造台数ノ増加、技術ノ進歩、

事業全体ノ合理化、国産車ノ愛用等ニ依リ数年ニシテ相当ノ成績ヲ挙げ得ルモノト推量セラル。

## 第5. 対外地及満州国関係

### 1. 本法ハ之ヲ外地ニモ施行スルヤ

(答弁)

本法ノ目的ヲ達成センガ為ニハ之ヲ外地ニモ施行スルノ必要アルベキヲ以テ必要アル場合ニ於テハ施行シ得ザル条項ヲ除外シ之ヲ外地ニモ施行スル方針ナリ。

### 2. 満州国(同和自動車会社)トノ関係如何

(答弁)

満州ニ於テハ昭和7年同和自動車会社ヲ設立シ独占的ニ自動車ノ組立、製造、修理、販売ノ事業ヲ行ハシムルコトトシ、爾来同会社ハ専ラ本邦ヨリ自動車部分品ヲ輸入シ之ヲ組立テ供給シ居ル現状ナルガ、本邦ニ自動車製造事業確立スルニ至ラバ右製品ハ自ラ同会社ヲ通ジ満州市場ニ進出スルコトトナルベキモ本問題ニ付テハ日満両国関係庁ノ間ニ於テ充分打合セテ遂グル筈ナリ。

## 第6. 昭和10年8月9日ノ現状ニ関スル事項

### 1. 附則第4項ノ規定ハ法律不遡及ノ原則ニ反スルモノニ非ズヤ

(答弁)

本法ニ於テハ其ノ施行ノ際現ニ存スル大衆向自動車ノ製造事業者ニシテ本法ノ適用ヲ受クベキ程度ノモノニ関シテハ、一定ノ猶予期間ヲ設ケテ事業ノ許可ノ申請ヲ為サシメ之ガ許否ヲ決スル方針ナルモ、昨年8月9日政府ガ自動車製造事業確立方策ヲ公ニシタル以前ニ於テ右事業ヲ営ミ居リタル者ニ付テハ、特ニ之等ノ者ノ利益ヲ考慮シ其ノ当時ニ於ケル事業ノ範囲内ニ於テハ許可ヲ要セズシテ引続キ其ノ事業ヲ遂行スルコトヲ容認シタルモノニシテ何等法律ヲ遡及セシムルノ意ニ非ズ。

(備考)

他ノ立法例ニシテ新ニ営業ノ許可制ヲ採用セルモノノ中ニハ既存ノ業者モ總テ改メテ許可ヲ受クベキモノトシ又ハ一定期間ヲ限リテノミ既存ノ業者ニ許可ナクシテ事業ヲ継続スルコトヲ認ムルモノアルモ(銀行法、取引所法、信託業法、蚕糸業法、肥料取締法、鋳業法、質屋取締法等)本法附則ハ之等ノ立法例ニ比シ既存業者ノ利益ヲ特ニ顧慮シタルモノト謂フベシ。

### 2. 昭和10年8月9日ヲ基準トセル理由如何

昭和10年8月9日ハ画期的ナル本邦自動車工業確立ニ関スル政府ノ根本方策ガ決定セラレタル日ナリ。而シテ其ノ方策ノ内容ニハ附則第4項ノ趣旨ヲ明ニシタリ。同日以後ニ於ケル自動車製造事業ノ新設、拡張等ニ付テハ当業者ハ特ニ慎重ナル考慮ヲ払ハザルヲ得ザルコトトナルベキヲ以テ直ニ之ヲ内外ニ公表シ予メ充分当業者ノ注意ヲ喚起シ置キタル次第ニシテ昭和10年8月9日以後直近ノ本議会(前議会ハ直ニ解散)ニ本法律案ガ提案セラレタルコトモ其ノ間ノ事情ガ考慮セラレタルニ依ルモノナリ。



3. 8月9日ノ現状如何

(答弁)

昭和10年8月9日現在ニ於ケル本邦自動車製造事業ノ状況ニ関シテハ関係会社ノ事業上ノ秘密ニ属スルモノアルヲ以テ今茲ニ公表シ得ル限ニ在ラズ。

4. 昭和10年8月9日以前ニ於テ営メル事業ノ範囲ノ査定標準如何

(答弁)

8月9日ノ事業状況ニ付テハ直ニ一応ノ調査ヲ為シタルモ、尚命令ノ定ムル所ニ依リ昭和10年8月9日以前ニ於テ営メル事業ニ関シ届出ヲ為サシメ政府ニ於テ右届出ヲ基礎トシテ其ノ範囲ヲ認定セントスルモノナリ。

(備考)

右認定ノ標準ハ過去ノ実績(製造数量)等ニ依ルコトトシ認定困難ナル製造能力ハ之ヲ基礎トセザル所存ナリ。

5. 附則第4項ニ該当スル者ノ工場移転ハ同項ノ運用上如何ニ解スベキカ

(答弁)

附則第4項ニ依リ認容セラルベキ事業ノ範囲ニ付テハ製造能力ヲ基準トセズ過去ノ実績(製造数量)等ニ依リ定メラルベキモノナルヲ以テ、前掲ノ者ガ仮令工場ヲ移転シ設備乃至能力ニ変更ヲ加ヘントスルコトアルモ、附則第4項ノ規定ニ依ル制限ハ之ヲ変更スルコト能ハザルベク、単ナル現状維持ノ工場移転ハ別段支障ナカルベシ。

6. 附則第4項ト第11条トノ関係如何

(答弁)

附則第4項ハ昭和10年8月9日以前ニ於テ営メル事業ノ範囲内ニ於テノミ其ノ事業ヲ営ムコトヲ認容シタルモノニシテ8月9日以前ノ状態其ノ儘ノ權益ヲ認メタルモノニ非ザルヲ以テ、例之従来部分品ヲ外国ヨリ輸入シ之ヲ組立販売シ居リタル会社ガ第11条ノ規定ニ依リ部分品ノ輸入ヲ制限セラルルコトアルハ己ムヲ得ザルベク、斯ル場合ニ於テハ右会社ハ輸入部分品ニ代ヘテ国産部分品ヲ使用シ認容セラレタル範囲内ニ於テ組立販売ヲ為スノ他ナキモノト解セラル。

〈史料-4〉

自動車ニ関スル議会説明資料

目次

1. 国防上自動車製造事業法案ノ必要ナル理由
2. 戦時自動車ノ補給能力
3. 大衆向自動車ト軍用自動車トノ関係
4. 自動車工業ト軍需工業トノ関係

5. 自動車会社ノ資本並支配権ノ関係
6. 軍事命令ト会社負担トノ関係
7. 自動車及部分品ノ規格ノ統一ニ就テ
8. 保護自動車制度ト本法案トノ関係
9. 自動車ト燃料トノ関係
10. 馬ト自動車トノ関係
11. 満州ト自動車ニ就テ
12. 既存自動車会社ニ対スル本法案実施後ニ於ケル陸軍ノ態度
13. 「フォード」自動車会社ノ横浜ニ於ケル工場敷地買収ニ関スル件

### 1. 国防上自動車製造事業法案ノ必要ナル理由

自動車ハ国防上軍備ノ機械化ニ伴ヒ益々其ノ緊要度ヲ増大シ之ガ自給自足ノ能否ハ直チニ国軍ノ威力ヲ左右スルモノアリ。而シテ本邦ノ情態ハ自動車需要ノ殆ド全部ヲ外国製ニ仰キアリテ若干ノ国産工場アリト雖モ国軍ノ要望ニ副フコト遙カニ遠ク国防上深愛ニ堪ヘザル所ナリ軍ハ現下ノ時局ニ鑑ミ速ニ自動車製造工業ノ本格的確立ヲ図リ以テ国防ノ整備ニ遺憾無キヲ期セントス

是レ本案ノ成立ヲ要望スル所以ナリ

### 2. 戦時自動車ノ補給能力

我国自動車資源ハ今ヤ13万台ヲ突破シアルモ国防整備ノ見地ヨリスレハ現制ノ編成装備ニ於テ国内ノ運輸交通ヲ極度ニ制限シ軍ノ需要ヲ充足スルモノトスルモ辛ジテ開戦当初1ヶ年ノ補給ヲ為シ得ルニ過ギズ。

而シテ国内保有ノ自動車ハ其ノ殆ド全部ハ外国製ニシテ型式種別ノ千差万別ナルハ益々自動車ノ補給業務ヲ複雑ナラシメ特ニ修理部分品ノ補給ニ至リテハ殆ド不可能ニ至ルベキハ欧州大戦並満州事変ノ例ニ依ルモ明瞭ナリ

殊ニ将来戦ニ於ケル機械化ノ拡充ヲ考慮シ之ガ補給ヲシテ自給自足セシムル為メニハ国内ニ多量生産施設ヲ完備シ以テ所望型式ニヨル補給ノ円滑ヲ期セザルベカラズ

### 3. 大衆向自動車ト軍用自動車トノ関係

本邦ニ於テハ自動車資源貧弱ナルノミナラズ多量生産ノ施設ヲ有スル大工場無キヲ以テ戦時ニ於ケル軍用自動車ハ米国ノ如ク開戦ト同時ニ単一型式車ヲ一挙ニ製造スルガ如キ方法ニ依リ得ザル関係上己ムヲ得ズ平時ノ民間保有車両ノ徴発ヲ必要トス

即チ本邦ニ於テハ一般産業車ハ概シテ戦時軍用車タルノ性能ヲ具備セザルベカラズ

満州事変ノ経験ニ徴スルモ野戦部隊用中特殊ノモノヲ除キ一般軍需品ノ輸送ニ充当スル自動車ハ現在ノ大衆向自動車ノ程度ヲ以テ大ナル支障無キヲ認メタリ而シテ戦時軍用自動車総数ノ大部ハ此種自動車ヲ以テ充当セザルベカラズ、之ガ為メ軍ニ於テハ夙ニ一般民需用ト軍需用トヲ近似セシムルノ必要ヲ認メ之ガ研究ヲ行ヒ概ネ其ノ成案ヲ得タリ

#### 4. 自動車工業ト軍需工業トノ関係

自動車工業ハ各種工業ノ綜合工業ナルヲ以テ本工業ノ発達ハ延テ原、材料及機械工業ノ促進上重大ナル関係ス有シ而シテ軍需工業ノ大部ハ是等工業ト密接不可分ノモノナルヲ以テ自動車工業ノ達成ハ一石二鳥ノ効果ヲ収メ得ルニ至ルベシ。特ニ自動車ノ普遍性大ナルニ鑑ミ益々然リ

#### 5. 自動車会社ノ資本並支配権ノ関係

自動車工業ハ国防特ニ機械化ニ欠クベカラザル重大要素ナルハ列国等シク之ヲ認メ独逸ノ如キハ外国車ノ駆逐ト国産車ノ普及ノ為メ特殊ノ政策ヲ実施シアリ

自動車工場ハ軍備ト緊密ナル関係ヲ有シ其ノ施設、経営、能力並戦時ノ拡張計画ハ勿論自動車ニ関スル研究等国防上ノ要求ヲ充足シ且軍ノ機密ヲ厳に保持セザルベカラズ故ニ会社経営ノ実体ニ関係ヲ有スル資本ノ過半数並支配権ノ本質ヲ把握シ以テ名実共ニ国産タルコトハ絶対的要件トス

#### 6. 軍事命令ト会社負担トノ関係

自動車製造事業法第18条ニ依ル軍事命令ハ自動車ノ製作又ハ自動車ニ関スル研究事項ニシテ平時ニ於テハ主トシテ注文ノ型式ヲ採用シ戦時ニ在リテハ自動車ノ改造又ハ軍ニ於テ設計シタル自動車ノ製作若クハ部分品ノ研究等従来ノ会社業務以外ニ命令スル事項アルベシト雖モ之カ為メ会社ニ損害ヲ負担セシムルノ意ニアラズシテ軍用自動車ノ製作及研究ニ利用シ以テ戦時ノ運用ニ遺憾無キヲ期セントスルモノナリ

#### 7. 自動車及部分品ノ規格ノ統一ニ就テ

国産自動車ノ型式ヲ制定シ部分品ノ規格統一スルハ軍ノ編成、運用並特ニ補給ヲ容易ニシ軍事上有利ナリト雖単一型式ニ固着シ過度ノ規格統一ハ日進月歩ノ自動車製造技術ニ追隨シ得サルニ至ル弊アリ且本邦自動車工業ハ欧米諸国ニ比シ工場施設、原、材料ノ工業及交通業務等未タ研究ヲ要スルモノアルヲ以テ今日直チニ之ヲ単一型式ニ統一セントスルハ時期尚早ナリ

然リト雖モ其ノ主要部分ノ性能機構ニ於テハ軍用タルノ資格ヲ具備セシメ且部分品ノ円滑ナル補給ヲ考慮シ努メテ多量生産組織ニヨリ種類ノ減少ト同一型式車ノ多数製作ヲ実行セシムル如ク適切ナル實際ノ指導ニ依リ軍事上ノ要求ヲ充足スル考ナリ

#### 8. 保護自動車制度ト本法案トノ関係

現行軍用自動車補助法ニ依リ助成シタル自動車ハ昭和8年度以降四輪起動ノ六輪自動車ノミニシテ該自動車ハ戦時主トシテ道路以外ニ行動スベキ戦車隊装甲自動車隊其ノ他砲兵部隊等ノ第一線部隊用トシテ弾薬、人員及器材等ノ運搬ニ使用セラルルモノナレバ一般自動車ニ比シ特種ノ機構ト堅牢度ヲ具備スル関係上民間ニ於ケル普通ノ用途ニハ適シ難ク寧ろ特殊ノ用途ニ供セラルベキモノナリ従テ国家ノ助成ヲ必要トス

然ルニ今回提案ノ法律ニ於テハ専ラ一般大衆向ノ自動車ヲ多量生産組織ニヨリ経済的ニ製造シ以テ従来我国ニ於テ至難トセラレタル此種工業ノ確立ヲ計ラントスルモノナルガ故ニ前者ト自ラ其ノ目的ヲ異ニス即チ本法案ニヨリ戦時軍用自動車ノ大部ヲ占ムル大衆向自動車ノ整備補給ヲ確保シ少数特殊ノ自動車ハ別ニ既存ノ補助法ニ依リ整備シ両々相俟テ国防整備ノ完璧ヲ期セントスルモノナリ

## 9. 自動車ト燃料トノ関係

国防上今日迄ノ自動車工業ノ欠陥ハ本法案ノ運用ニ依リ整備ノ目的ヲ達成シ得ベシト信スルモ他方燃料政策ノ確立ヲ肝要トスルコト勿論ナリ

之ガ為メ先キニ石油業法ノ制定ヲ見タルモ未ダ自給自足ノ根本的方策ヲ解決シタルモノニアラズ将来速ニ燃料資源ノ開発、代用燃料工業ノ振興ヲ計リ燃料政策ノ基礎ヲ確立シ自動車製造工業ノ発達ト相俟テ国内需要ヲ充シ近代の国防ノ要求ニ応ジ遺憾ナキヲ期セントス

## 10. 馬ト自動車トノ関係

戦時ニ於ケル軍馬ノ必要ハ過去ノ戦役ニ於テハ勿論将来戦ニ於テモ活兵器トシテ益々其ノ需要数ハ増大スヘキヲ以テ陸軍トシテハ国内馬産ノ振興ニ対シ一層深キ注意ヲ払ヒツツアル次第ナリ然レ共一般ニ馬産ノ増加ハ国土ノ広狭、農業経営及交通機関ノ変遷等ニ依リ影響スル所頗ル大ナルモノアリ特ニ戦時ニ於テ開戦当初ハ勿論戦役間ノ補充等ヲ考慮スルニ国内馬匹資源ノ現勢ヲ基礎トシテ所期シ得ル軍用馬数ニハ自ラ一定ノ限度アリ加之育成期間ノ関係ヲ考慮スレハ急激ナル増産ハ絶対難事ニ属スルヲ以テ将来ニ於ケル軍備ノ充実戦時ニ於ケル軍ノ機動性並輸送能力ノ増加ハ之ヲ自動車ニ依ルノ外無キニ至ルヘシ、是レ自動車ノ軍事上益々重要性ヲ加フル所以ナリ

## 11. 満州ト自動車ニ就テ

満州国建設以来鋭意交通網ノ完備ニ努力セラレアルモ未タ完成ノ域ニ達セス之カ為メ往々ニシテ満州ニ於ケル自動車ノ将来性ニ関シ悲観的考察ヲ為スモノ又ハ満州ニ使用スヘキ自動車ノ性能ニ関シ今回企図セル大衆向自動車ニテハ不適當ナリト為スモノアリ

是レ自動車運用ノ全面ヲ知ラサル言ニシテ特種ノ地形、粗悪ノ道路又ハ特殊ノ目的ニハ夫々之ニ適スヘキ特殊ノ自動車ヲ充用スヘク軍ニ於テモ如斯行動ハ主トシテ第一線部隊用自動車ノ任務ニシテ其ノ所要数モ亦一定限度アリテ別途ニ之カ整備ノ方法ヲ研究シアリ

然レ共一般ニ使用セラルヘキ大部ノ自動車ハ道路ヲ主体トシテ行動スルモノナリ。而シテ満州ノ道路ハ内地ニ比シ其ノ構造不良ナリト雖モ既ニ満州事変ニ於テモ大衆向自動車程度ヲ以テ軍用ニ充當シ得ルコトヲ確認シ又現ニ一般交通機関用自動車モ此種程度ノモノヲ使用セラレアル関係等ニヨリ将来満州国内道路ノ完備ト相俟チ大衆向自動車ノ使用範囲ハ益々拡張セラルルニ至リ自動車ノ利用亦急増スルハ火ヲ見ルヨリ明カナリ

## 12. 既存自動車会社ニ対スル本法案実施後ニ於ケル陸軍ノ態度

本邦ニ於テ自動車ノ製造ニ着手シタルモノハ大正ノ初期以来漸次其ノ数ヲ増加シ最近ニ至リテハ小型自動車ノ発達ニ伴ヒ今ヤ数十二達シタリ、然レ共外国会社ヲ除キテハ大衆向自動車ノ製作ニ着手スルモノナク主トシテ軍用及官公署用ノ大型及特種自動車ノ製造ニ従事シアリ軍ハ今後ニ於テモ之等工場ノ技術ヲ指導シ機械化ニ必要ナル所要自動車ノ整備ニ期待スル処益々大ナルモノアリ

## 13. 「フォード」自動車会社ノ横浜ニ於ケル工場敷地買収ニ関スル件

「フォード」自動車会社カ工場拡張ノ為メ横浜市付近ニ土場ヲ買収シタル件ハ一昨年10月頃ヨ

り新聞紙其ノ他ノ印刷物ニヨリ之ヲ承知シタルモ当時ハ自動車工業確立ニ関スル政府ノ対策ハ未ダ決定セラルルニ至ラサリシヲ以テ陸軍大臣トシテハ何等本問題ニハ関係セシコトナシ<sup>(5)</sup>

## おわりに

自動車製造事業法の主務官庁は商工省であったが、実際には同法は商工省と陸軍省の「合作」によって制定された。そのため、商工省は自動車製造事業法の改正や運用変更にあたって、事前に陸軍大臣の承認をえなければならなかった。陸軍省は、「自動車工業確立工作」の対応策としてとった日本ゼネラルモータースの日産自動車との提携計画、日本フォードの現地工場建設計画を阻止するため、商工省に自動車製造事業法の早期制定を強く迫った。そして、同法施行後も、陸軍省は外国車組立会社の経営活動の制限あるいはその排斥を主張し続けた。

1937年7月の日中戦争勃発後、陸軍の自動車需要は増大した。しかし、自動車製造事業法の許可会社であるトヨタ自動車工業と日産自動車の自動車量産計画は予定通り進捗せず、自動車供給不足は深刻化した。そこで、外国車組立会社の生産能力活用を考えた商工省は、陸軍省と相談の上、1937年8月から日産自動車とトヨタ自動車工業の名義で輸入許可をえた部品、資材を使って日本フォード、日本ゼネラルモータースの工場に自動車組立てを委託する生産方式を実施した。

次いで、商工省は国産車供給能力の増加と技術・性能の向上を企図して、1938年から39年にかけて、トヨタ自動車工業と日本フォードの提携、日産自動車と日本フォードの提携、そして、トヨタ自動車工業、日産自動車、日本フォード3社合同による新会社設立を画策した。しかし、この日本フォードとの提携・合同策に対して、陸軍省は強く反対し、いずれも不調に終わらせた<sup>(6)</sup>。

自動車製造事業法の制定に期待した商工省と陸軍省の意図は、戦時体制への移行過程の中で大きく乖離していったのである。

## 注

(1) 自動車製造事業法の制定にいたるプロセスについては、日本自動車工業会編・刊『日本自動車工業史稿』第3巻、1967年、自動車工業振興会編・刊『日本自動車工業行政記録集』自動車資料シリーズ3)、1977年、を参照。

(2) この2つの史料は通商産業省（現経済産業省）『商工政策史編纂室資料（小金義照文書）』に所収されている。商工省工務局はこのほか「自動車製造事業法逐条説明」を作成しているが、それについては法政大学経営学会『経営志林』第39巻第4号（2003年1月）で紹介している。

なお、本稿で紹介する史料はいずれも縦書きであるが、ここでは横書きに、また、原文の旧漢字は当用漢字に、漢数字はアラビア数字に直してある。

(3) 自動車工業会「自動車製造事業法についての記録」（1963年10月30日調査、自動車図書館所蔵）。

なお、「本記録は片仮名原文を平仮名に直し、また現代式に文字、仮名使いとし、成るべく読み易くした」と注記されている。

(4) 商工省は「自動車工業法要綱」の公式発表に際して、この第5項の国産車保護条項を除いていた。そのため、管見する限り、第5項の全文はこれまで紹介されていない。

「自動車工業法要綱」の閣議決定後、商工省工務局長名で、この「要綱」を以下の会社の代表者に通牒した(岩崎松義『自動車工業の確立』伊藤書店、1941年、165ページ)。

東京瓦斯電気工業、自動車工業、川崎車輛、三菱重工業、日本車輛製造、日産自動車、豊田自動織機製作所、日本フォード自動車、日本ゼネラルモーターズ、国産自動車部分品製作業組合、同和自動車工業、日本自動車、戸畑鑄物。

(5) この項には下記の付箋が付いていた。

「フォード」会社ノ土地買収開始ハ一昨年10月新聞紙ニヨリ承知シ其ノ後横浜愛国団体ノ売却反対運動アリテ表面化スルニ至リ

当局ニ於テハ国策決定以前ニ於テ売買契約成立スルコトハ爾後国策遂行上障碍タルコトヲ憂ヒ其ノ契約ノ保留セラレンコトヲ希望シタリ

依ツテ第1回ハ昨年2月下旬横浜市長ノ陸軍省訪問ヲ機トシ次官ヨリ契約ノ中止ヲ勧告セシ爲メ同市長ハ之ヲ諒トシ契約ヲ中止シタリ

第2回ハ東京湾埋立会社ノ所有地(鶴見)ヲ買収セントシタルヲ以テ同会社代表者浅野義雄ヲ招致シ売買契約保留方ヲ説明スル処アリシモ諒承スルニ至ラス、5月末ニ至リ陸軍、商工両省当局ヨリ会社代表者ニ対シ保留ヲ勧告セシニ拘ラス7月下旬ニ至リ無断売却手續ヲ完了シタリ

本件ハ法的ニ中止セシムヘキ根拠ナク又国際関係ニモ影響スル所アリシヲ以テ専ラ内面的工作ニヨリ指導シタルモノニシテ議会答弁ノ範圍ハ本文ノ程度ト致サシ度シ

(6) 自動車製造事業法施行後の外国車組立会社の経営動向については、下記の論稿を参照されたい。

長島 修「戦時統制と工業の軍事化」『横浜市史』II、第1巻(下)、1996年。

宇田川 勝「鮎川義介の産業開拓活動－自動車国産化を中心に－」森川英正・由井常彦編『国際比較・国際関係の経営史』名古屋大学出版会、1997年。

#### <付記>

本稿の作成に際して、通商産業省出身の本学経営学部松島茂教授から法案の作成から立法にいたるプロセスと、紹介文書の史料価値についてご教示をいただいた。ここに、記して感謝の意を表します。